

中国專利法第四次改正案の概要と 中国知財訴訟の最新情報

中国弁理士 経 志強

北京路浩知識産権代理有限公司

第一部：中国專利法第四次改正案の概要

- 1 改正の背景と趣旨・目的
- 2 主な改正点
- 3 今回の改正で期待できる効果と問題点

第二部：中国知財訴訟の最新情報

- 4 中国の裁判制度
- 5 最高裁が選んだ2011年度重要判例の紹介

1

改正の背景と趣旨・目的

国家目標「国家知的財産権戦略綱要(08年)」

2020年に世界レベルの「創新型国家」へ

知的財産権保護の現実

立証が難しい、審理に時間がかかる、賠償金額が低い

権利行使：高コスト、低効果

中国知識産権局の調査結果：

3割の専利権者が侵害問題に遭遇しているが、権利行使を行ったのは僅か1割

「創新型国家」の建設が阻害されている

2 主な改正点その1：立証負担の軽減

司法機関および行政機関に調査・証拠収集の権限を与える、権利行使時の「立証難」の問題の解決を図る。(第61条第3項の新設、第64条の改正)

第61条第3項(新設)

専利権侵害訴訟において、被疑侵害者が把握している被疑侵害品及び帳簿、資料等の証拠に対し、人民法院は原告またはその訴訟代理人の申請に基づいて法律により調査収集しなければならない。被疑侵害者が証拠を提供しないか、または証拠を隠し、偽造、隠滅する場合、人民法院は法律に基づいて、民事訴訟妨害に係る強制措置を講じる。犯罪となる場合、法律に基づいて刑事責任を追及する。

第 64 条(改正)

専利業務管理部門は、既に取得した証拠に基づいて被疑専利侵害行為及び被疑専利詐称行為を取り締まる際に、関係当事者に尋問し、被疑違法行為に関する情況に対して調査をすることができる；当事者の被疑違法行為の場所に対して現場検査をすることができる；被疑違法行為に関する契約、領収書、帳簿及びその他の関連資料を調べ、写しを取ることができる；被疑違法行為に関する製品を検査し、侵害品或いは専利詐称製品であることが証拠により証明された製品を封印又は差し押さえることができる。

専利業務を管理する部門は法に基づき前項に規定の職権を行使する際に、当事者は協力をしなければならず、拒否又は妨害をしてはいけない。調査された当事者が、専利業務管理部門の職権行使を拒否、妨害する場合、専利業務管理部門は警告を与える。情状が重大である場合は、法に基づいて治安管理処罰を科す。

2 主な改正点その2:権利行使手続きにかかる時間の短縮

無効審判の審決確定時間及びその後の手続きの明確化(第46条第2項と第60条第4項の新設)

第 46条第2項(新設)

専利権を無効とする決定または専利権を維持する決定を下した後、国務院専利行政部門は速やかに登録及び公告しなければならない。当該決定は公告日から効力が発生する。
(現行法:専利権を無効とする決定は、国務院の専利行政部門が登録及び公告する。)

専利法第60 条第4 項(新設)

専利権を無効とする決定または専利権を維持する決定の効力が発生した後、専利業務管理部門及び人民法院は当該決定に基づいて、専利権侵害紛争を速やかに審理、処理しなければならない。

2 主な改正点その3：行政部門の紛争処理権限の強化

専利業務管理部門にも損害賠償を命じる権限を与える
(第60条2項の改正、第65条2項の改正)

第60条第2項(改正)

専利業務管理部門が紛争処理を行う場合、侵害行為が成り立すると認定したときは、侵害者に直ちに侵害行為の停止と、**損害賠償**を命じることができる。…

第65条2項(改正)

専利権者の損失、侵害者の得た利益及び専利の実施許諾料の算定がともに困難な場合には、**専利業務管理部門**または人民法院は専利権の種類、侵害行為の性質や情状などの要素に基づいて、1万元以上100万元以下の賠償額を決定することができる。

2 主な改正点その3: 行政部門の紛争処理権限の強化

専利業務管理部門にも取り締まる権限を与える
(第 60条3項の新設)

第 60条3項(新設)

市場秩序を乱す容疑のある専利侵害行為に対し、専利業務管理部門は法律に基づいて取り締まる権利を有する；全国において重大な影響がある場合、国務院専利行政部門が組織して取締る。専利業務管理部門は侵害行為が成立し、かつ市場秩序を乱したと認定した場合、侵害行為の停止を命じ、不法所得を没収し、かつ、侵害製品、または侵害行為を実施するための専用設備を没収、廃棄することができ、かつ、不法所得4 倍以下の罰金を科し、不法所得がないかまたは不法所得が算定できない場合は、20 万元以下の罰金を科すことができる。

2

主な改正点その4： 損害賠償額の増額

賠償金の計算は「穴埋め制度」から「ペナルティー制度」へ
(第 65条第3 項の新設)

第 65条第3 項(新設)

専利権を故意に侵害する行為に対して、専利業務管理部門または人民法院は、侵害行為の情状、規模、損害結果等の要素に応じて、前二項に基づいて算定した賠償額を最高三倍まで増額することができる。

3 今回の改正で期待できる効果と問題点

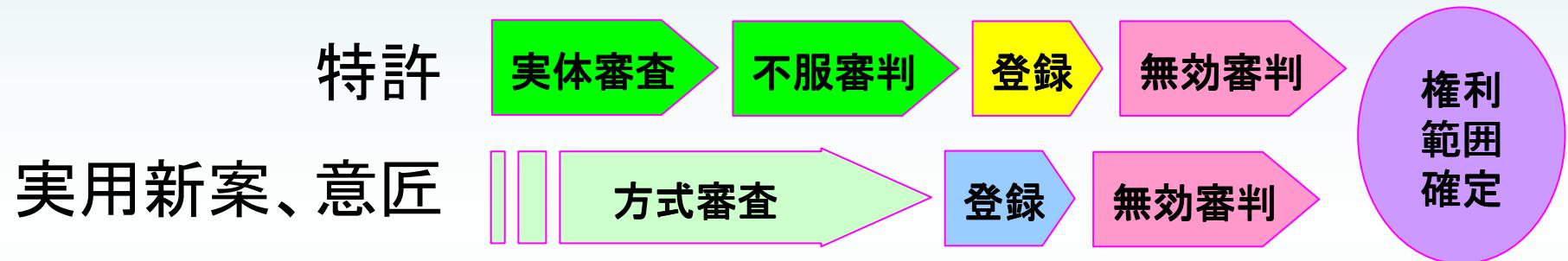
効果:権利行使しやすくなる

- ◆ 官庁費用の節約(行政摘発の場合)
- ◆ 弁護士費用の節約
- ◆ 迅速に権利行使できる

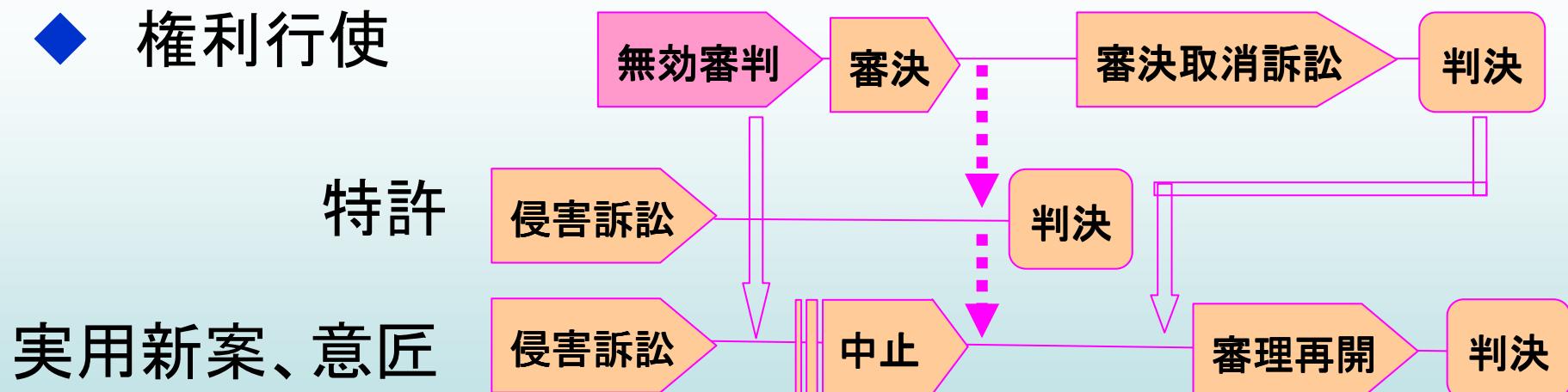
3 今回の改正で期待できる効果と問題点

問題点: 権利の有効性判断における「審級の利益」

◆ 登録と権利の確定



◆ 權利行使



(注: 白矢印は現行法を示し、破線矢印は改正法を示す)

4 中国の裁判制度---二審終審制

中国

日本

最高人民法院

最高裁判所

高級人民法院

高等裁判所

知財高裁

中級人民法院

地方裁判所

基礎人民法院

簡易裁判所

4 中国の裁判制度---二審終審制

最高人民法院
(最高裁判所)

高級人民法院
(高等裁判所)

中級人民法院
(地方裁判所)

基層人民法院

最高人民法院

××省高級人民法院
(注:「省」は日本の「県」に当たる)

××自治州(区)高級人民法院

××市高級人民法院
(直轄市ののみ)

××市中級人民法院
(省や、自治州・区、直轄市、経済特區等の政府所在地の市)

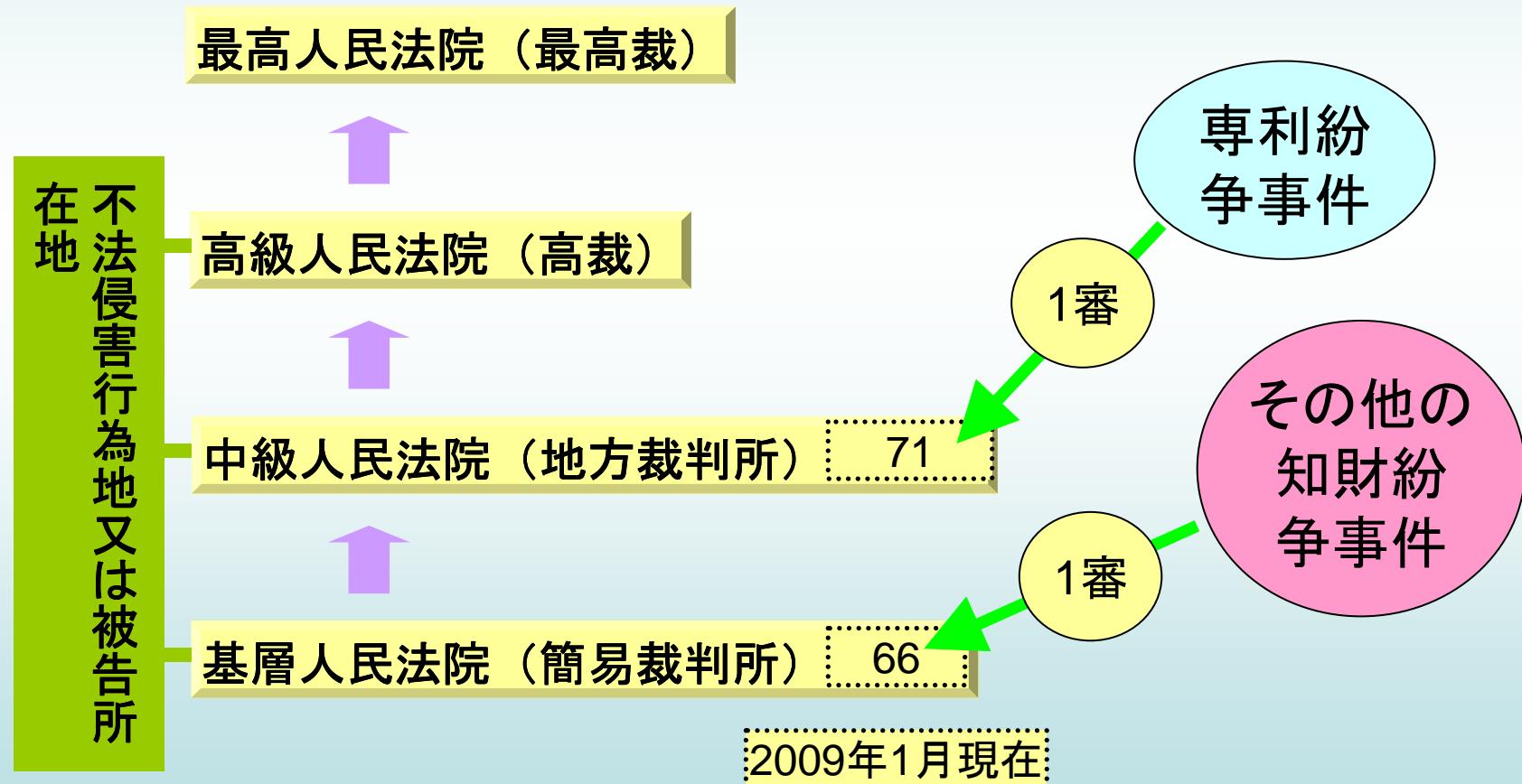
××市人民法院

××区人民法院

××県人民法院

4 中国の裁判制度---知財訴訟の管轄

1、地域 2、級別



4 中国の裁判制度---知財訴訟の管轄

3、訴訟請求金額による管轄

知的財産民事事件1審の管轄

- 高級人民法院
2億中国元以上；
1億中国元以上(涉外、一方当事者が管轄地域外にある)；
- 最高人民法院指定の基礎人民法院
500万元未満；
500～1千万元未満(原告、被告とも管轄地域内)；
- 上記以外、中級人民法院

(最高人民法院(法発[2010]5号)通知 2010.2.1施行)

■途中からの請求金額の変更について、悪意以外は裁判所の変更はない。(最高人民法院の回答(1996年))

4 中国の裁判制度---知財訴訟の管轄

4、併合審理原則による管轄

当事者が同一法律関係又は同一法律事実に基づいて紛争を起こし、異なる訴訟請求をそれぞれ管轄権を有する異なる人民法院に提起した場合、その後受理した人民法院は、他の人民法院が既に案件を受理したことを見た後に、7日以内に案件を先に受理した人民法院に移管し併合して審理する裁定を下さなければならない。

(最高人民法院の経済審判工作中で「中華人民共和国民事訴訟法」を厳格に執行する若干規定第2条)

非侵害確認訴訟に要注意！

4 中国の裁判制度---二審終審制

審理期限

- 一審：立案の日より六ヶ月以内に審理を終結、法院院長の認可を経て六ヶ月延長可能。
- 二審：立案の日より三ヶ月以内に審理を終結。
- ただし、涉外事件には適用されない。

4 中国の裁判制度— 司法監督制度

司法監督手続きとその発動

すでに法律効力を生じている法院の判決、裁定に対し確かに不当な点があることを、

- 1、法院院長、上級人民法院、最高人民法院が**発見**し、審理監督手続を発動する。または、
- 2、事件当事者が**主張**し、一定の**法定事実と理由**を備えて再審を申請する。

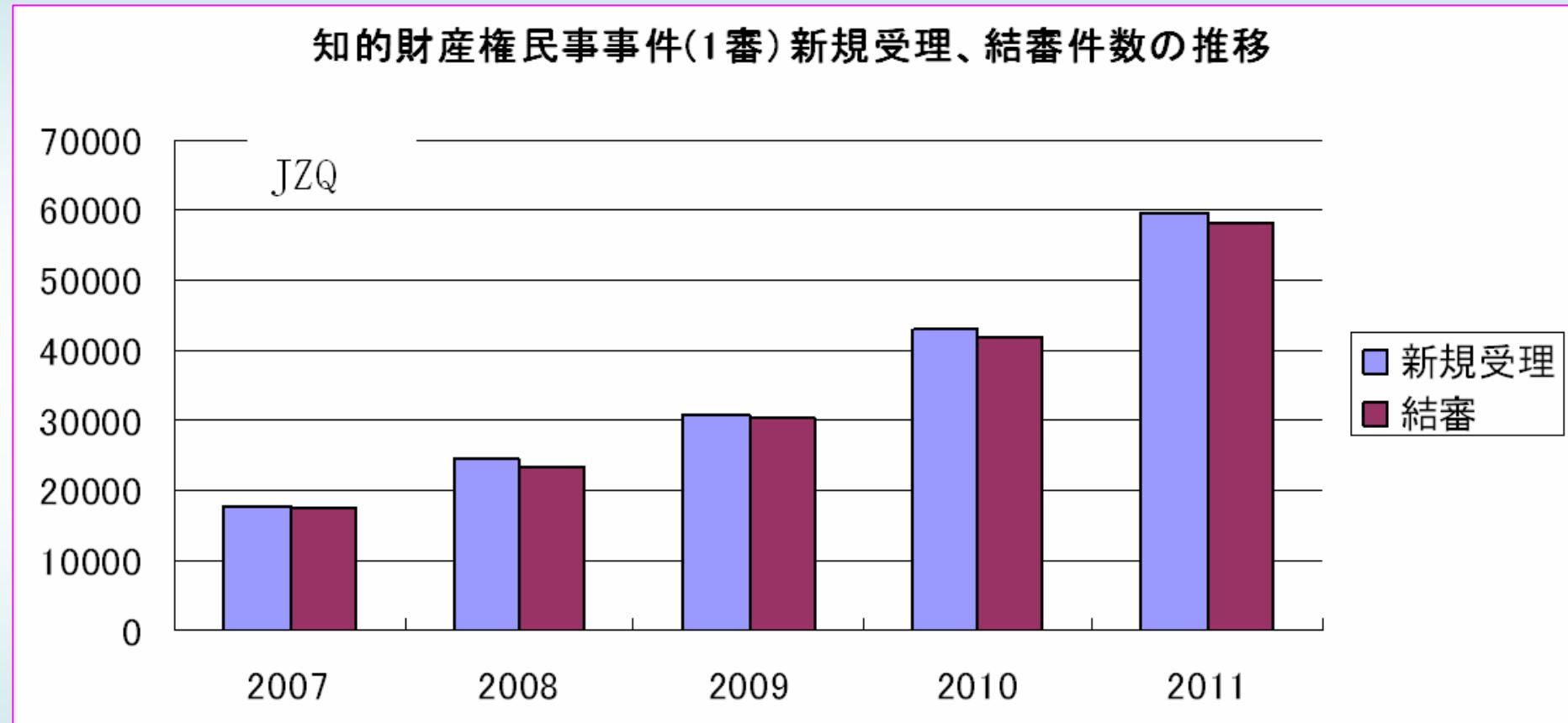
管轄の誤り;新しい有力な証拠;原判決、裁定の法律の適用に誤りがある;裁判が法定の手続に違反し、事件の正確な判決、裁定に影響を与えた可能性がある;裁判官が当該事件を審理する際汚職など不正行為をして、違法裁判行為を行った。

2010年最高裁が受理した知財民事訴訟の案件

	新規受理	二審判決に占める再審の割合
再審案件	198件	0.27%
その他	115件	

4

中国の裁判制度--知財民事訴訟件数の推移



5 最高裁が選んだ2011年度重要判例の紹介

中国最高裁が2012年4月11日に発表した重要判例

10の重大案件

民事	商標侵害3件
	特許侵害1件
	著作権侵害1件
	不正競争2件
行政	商標不使用取消1件
	特許無効審決1件
刑事	ソフトウェア著作権侵害1件

50の典型的な案件

民事	特許権侵害6件
	実用新案権侵害1件
	意匠権侵害2件
	著作権侵害8件
	商標権侵害9件
	不正競争6件
	技術契約1件
	植物新品種侵害2件
行政	特許5件 ←
	意匠1件
	商標4件
	著作権5件
刑事	商標1件

5 最高裁が選んだ2011年度重要判例の紹介

「インクカートリッジ」特許無効審判と審決取消訴訟

関連条文

専利法第三十三条(新規事項の制限)

出願人は、その専利出願の書類について補正をすることができるが、特許及び実用新案の専利出願の書類についての補正は出願時の明細書及びクレームに記載された範囲を超えてはならず、意匠の出願書類の補正については出願時の図面又は写真に示された範囲を超えてはならない。

5 最高裁が選んだ2011年度重要判例の紹介

[19] 中华人民共和国国家知识产权局



[12] 发明专利说明书

[21] ZL 专利号 99800780.3

[45] 授权公告日 2003年12月3日

[22] 申请日 1999.5.18 [21] 申请号 99800780.3

[30] 优先权

[32] 1998.5.18 [33] JP [31] 151882/1998

[32] 1998.5.18 [33] JP [31] 151883/1998

[32] 1998.6.26 [33] JP [31] 180519/1998

[32] 1998.9.21 [33] JP

[32] 1998.10.23 [33] JP

[32] 1999.3.24 [33] JP

[86] 国际申请 PCT/JP99/05155

[87] 国际公布 WO99/51555

[85] 进入国家阶段日期 2003.12.3

[71] 专利权人 精工爱普生株式会社

地址 日本东京都

[72] 发明人 品田聰 赤羽富士男

小林隆男 松崎真

[11] 授权公告号 CN 1129530C

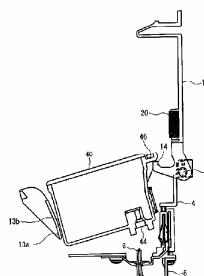
审查员 史冉

[74] 专利代理机构 中国专利代理(香港)有限公司

代理人 曾祥凌

発明の名称
インクプリンター設備

权利要求书2页 说明书10页 附图24页



6 N I O O - 4 2 7 4

[54] 发明名称 喷墨打印设备

[57] 摘要

一种喷墨打印设备，其中的供墨针定位在垂直于托架的往复移动方向的一个方向的这一侧的附近，电路板安装在形成供墨口的这一侧附近的墨盒的一个壁上，在电路板的外露表面上形成多个触点，用于连接到外部控制装置。

中华人民共和国国家知识产权局

[12] 发明专利说明书

[21] ZL 专利号 00131800.4

[45] 授权公告日 2004年6月23日

[11] 授权公告号 CN 1154568C

[22] 申请日 1999.5.18 [21] 申请号 00131800.4

分案原申请号 99800780.3

[30] 优先权

[32] 1998.5.18 [33] JP [31] 151882/1998

[32] 1998.5.18 [33] JP [31] 151883/1998

[32] 1998.6.26 [33] JP [31] 180519/1998

[32] 1998.9.21 [33] JP

[32] 1998.10.23 [33] JP

[32] 1999.3.24 [33] JP

[71] 专利权人 精工爱普生株式会社

地址 日本东京都

[72] 发明人 品田聰 赤羽富士男

小林隆男 松崎真

审查员 史冉

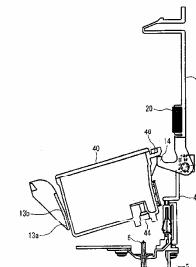
発明の名称
インクカートリッジ

权利要求书5页 说明书12页 附图24页

[54] 发明名称 墨盒

[57] 摘要

一种装于喷墨打印设备的托架上的墨盒，用于通过一供墨针向喷墨打印设备的打印头供应墨水，该墨盒包括：多个外壁；一供墨口，用于接纳所述供墨针，形成于多个壁的第一个上；一存储装置，由所述墨盒支承，存储关于墨水的信息；一电路板，安装在与所述多个壁中的第一壁交叉的所述第二壁上，所述电路板位于所述供墨口的中线上；和多个触点，形成在所述电路板的外露表面上，用于将所述存储装置连接到喷墨打印设备，所述触点形成多个列。本发明还提供其它的墨盒。



S S N 1 0 0 8 - 4 2 7 4

5 最高裁が選んだ2011年度重要判例の紹介

99800780.3

权 利 要 求 书

第1/2页

1. 一种喷墨打印设备，包括：一个往复移动的托架，在托架上形成一个供墨针、一个墨盒支架、和一个与所述供墨针连通的用于喷出墨滴的打印头；和一个墨盒，它安装在所述供墨针上，具有存储油墨信息的半导体存储装置，其中，所述供墨针设置在沿垂直于所述托架往复移动方向的方向的一侧的端部附近；一个电路板安装在所述墨盒的一个壁上，在形成所述供墨口的一侧的附近；在所述电路板的外露表面上形成用于连接到所述外部控制装置的多个触点；从所述外部控制装置经所述触点访问所述半导体存储装置；
5 有一个杠杆，杠杆在所
10 可以域
并可装配到另一端的一
杠设置一个弹性件，且

母出願

分割出願

权 利 要 求 书

第1/5页

1. 一种装于喷墨打印设备的托架上的墨盒，用于通过一供墨针向喷墨打印设备的打印头供应墨水，该墨盒包括：
5 多个外壁；
一供墨口，用于接纳所述供墨针，形成于多个壁的第一个上；
一存储装置，由所述墨盒支承，存储关于墨水的信息；
一电路板，安装在与所述多个壁中的第一壁交叉的所述第二壁上，所述电路板位于所述供墨口的中线上；和
多个触点，形成在所述电路板的外露表面上，用于将所述存储装置连接到喷墨打印设备，所述触点形成多个列。

半導体メモリ装置

メモリ装置

5 最高裁が選んだ2011年度重要判例の紹介

争点

分割出願時に母出願の出願時の明細書及びクレームに記載された「半導体メモリ装置」を、「メモリ装置」に補正したことは「新規事項」であるか？

メモリ装置：半導体メモリ装置、磁気メモリ装置などを含むでは？

5

最高裁が選んだ2011年度重要判例の紹介

案件の経緯

- ◆ 無効審判：すべての請求項無効（2008年4月15日第11291号審決）
- ◆ 審決取消訴訟一審判決：無効審決を支持
- ◆ 二審判決：一審判決を破棄、無効審判のやり直しを命じた
- ◆ 最高裁行政裁定：二審判決を支持
(2011年12月25日 (2011)知行字第53号)

5 最高裁が選んだ2011年度重要判例の紹介

専利法第三十三条にいう「出願時の明細書及びクレームに記載された範囲」の解釈

審査指南

- ①出願時の明細書及びクレームに記載された文言の内容と、
- ②明細書、クレーム、図面から直接かつ一義的に確定できる内容

最高裁

- ①出願時の明細書及びクレームにおいて文字又は図形等で明確に表した内容と
- ②当業者が出願時の明細書及びクレームに記載された内容を総合して直接かつ明確に導き出せる内容

ご清聴ありがとうございました！



お問い合わせ：

中国弁理士 経 志強

jzhq@yahoo.co.jp

Copyright© 2012 ZhiqiangJing, All rights reserved.